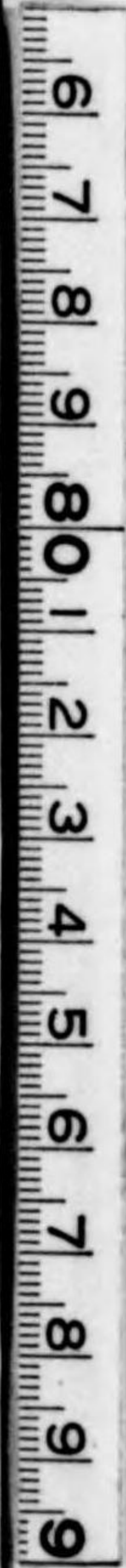


岐阜市農業報告第八號

岐阜市に於ける
夜間蔬菜市場の現状

岐
阜
市

始



14.2-102
ハ

岐阜市に於ける

夜間蔬菜市場の現状

本編は著者加藤信幸が岐阜縣殺物検査所發行「みのり」雜誌に報告したものである。

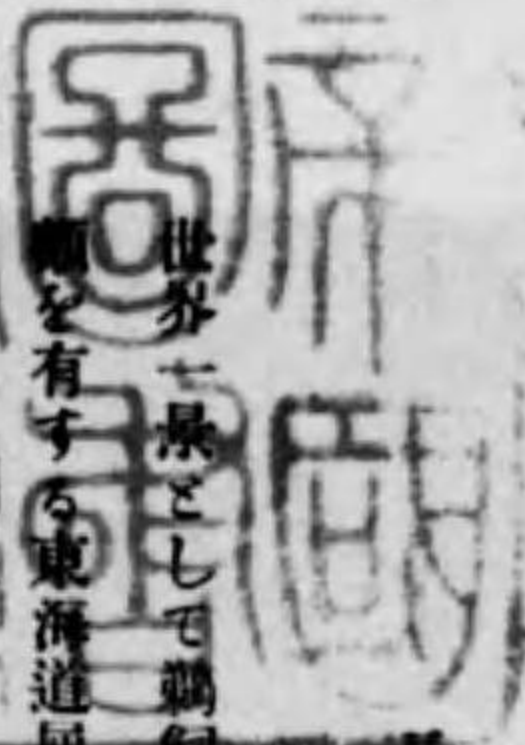
一、緒言

岐阜はよいとこ金華山の麓

小田の蛙がねてきける

長良かわいや鞆舟のかゞり

空もこがれて此の思ひ……………



世界一景として鶴岡に名高き岐阜市は人口十二萬、二千町歩の農林地帯と一萬五千人の農民、並に一百十萬圓の農産物を有する東海道屈指の農業都市である。
新鮮なる蔬菜類を生産者たる農民から直接消費者たる市民に供給し、所謂市民の保健と農民の福利増進の爲に生産と販賣の合理化を圖るは都市農業奨励の重要な問題ばかりではなく、國民經濟更生の一大貢獻と言ふも敢て過言ではなからうと思ふ。

此の意味に於て岐阜市は大正七年以來市内各要地に夜間市場を開設し以來十有七年、年と共に發展し今や三千の出荷者と年額七萬四千圓の賣上高を有する本邦まれに見る夜間蔬菜市場となれり、今其の現状を記述して讀者各位の参考に供したいと思ふ。

一、夜間蔬菜市場の沿革

二



— 部 一 の 場 市 町 明 徹 東 —

歐洲大戰の影響を受けて兎角家庭生活の向上を來たし従つて都會人士の副食物たる蔬菜類の新鮮度と品質選擇は著しき向上を來した。そこで大正七年四月以來毎月一と五の日に限り岐阜市美江寺町今の商工會議所跡地で市農會幹旋の蔬菜市場を開設した所、非常なる好評を博し其後大正十一年に岐阜縣、岐阜市、稲葉郡の三農會が夜間青物デーを今の神田町市場に開いたのが今日の隆盛を來した原因となつたのである。神田町の外大正十三年には伊奈波市場東徹明市場美江寺市場を開設し經營を岐阜市、稲葉郡、羽島郡の一市二郡農會に移したのである。

あるが、昭和四年七月に至つて漸く諒解成つて依然農會の夜間青物市場は營業を行ふと共に益々其の基礎を強固ならし

ひるに至つたのである。昭和六年に西野町市場、昭和八年に眞砂町市場を増設すると共に臨時市場として昭和町市場を夏期のみを開き、更に昨今金町市場と梅林市場開設の運びに至つたのである。

二、市場の位置と設備並に販賣方法

共存同榮は岐阜市農會の標語であり、都市農業の合理化は岐阜市農業獎勵の大方針である。此の意味に於て夜間蔬菜市場も全市に適宜配置して市の發展と農産物販賣の實績を擧げんと考慮したのである。現在市場の設置状況は次の通りである。

市 場 名	位 置
美江寺市場	美江寺町商工會議所前
神田市場	神田町二丁目
東徹明市場	徹明町二丁目
西徹明市場	徹明町四丁目
西野町市場	西野町四丁目
伊奈波市場	伊奈波通り二丁目
昭和市場(臨時)	昭和町八間通り
眞砂市場	眞砂町三丁目
金町市場(近く開設豫定)	金町六丁目

三

市場の設置としては幅三尺、長さ四尺の出荷臺を各市場共三十乃至四十五臺を整備し電燈は三〇〇ワットのものをも三—四個(多少市場に依りて異なる)を地上約八尺の程度六間距離に一個の割合に取付けたのみである。もつとも出荷臺を入れるトタレ葺の小屋を備付けた市場も有るが、要するに夜間の露天蔬菜市場と言ふ可きである。

販賣方法は各農民は夕刻自分の希望する市場に出荷し、抽籤に依りて場割を決定し出荷臺に蔬菜を陳列して販賣するのである。出荷者には農會所定の上衣(一市二郡農會夜間市場の襟マーク入り)を着用せしめて販賣の宣傳と服装の統一を期して居るのである。尙年數回衡器の検査を行ふと共に風袋籠の均一を行ひたるのみならず、各町村單位に出荷組合を設立せしめ、之に依つて價格の協定と品質改善を行はしめ圓滑なる市場の發展を圖りつゝあるのである。更に岐阜市及稲葉、羽島各郡市農會技術員は時々各市場を巡視して検査監督を行ひ、違反者は其の輕重に依つて之が是正又は出荷券を取上げて其の出荷を中止せしむるのである。

三、市場の賣上成績と其の收支

各市場共顧客誘致策並に購買獎勵のため、祭典賣出し、年末賣出し、福引デー、市場品評會(年三—四回)等を行ふ外勤續出荷者を表彰する等、各種の事業施設を行ひ、市場の繁榮を圖りつゝあるのである。其れがため賣上高は年々増加して昭和八年度は總計七萬四千七百七拾壹圓に上つたのである。

市 場 名	八年度賣上高	出荷延人員	一人當一夜の賣上高平均
伊 奈 波 市 場	一〇、三四一	四、〇四六	二、二五五

西 徹 明 市 場	一一、五三一	六、九七八	一、六五三
東 徹 明 市 場	二六、三九二	九、三八九	二、八一〇
西 野 町 市 場	四、三六〇	二、四六六	一、七六七
神 田 町 市 場	一一、一四六	二、九八四	四、〇六六
美 江 寺 市 場	六、三三二	二、二六四	二、七九六
眞 砂 市 場	三、二六二	一、九六九	一、六五六
合 計	七四、三七一	三〇、〇九六	二、四七一

尙最近三ヶ年間の賣上成績を示せば次の如くである。

年 度	總 賣 上 高	市 場 數		一人一 夜當 賣上高 平均	備 考
		定期市場	臨時市場		
昭 和 六 年 度	五二、五八九、三八	六	一	一、五一〇	
昭 和 七 年 度	六〇、一八九、〇三	六	三	一、七二〇	臨時市場は六、七、八の三ヶ月
昭 和 八 年 度	七四、三四一、〇〇	七	一	二、四七一	

同夜間市場の事務所は岐阜市農會内に有り市場の經理は市農會書記が擔任して居るのである。

各市場には出荷者中より選出したる世話係をして市場料として各出荷者より一夜三錢つゝ徴收せしめ規定の帳簿に記入の上毎月末日岐阜市農會會計書記に納入するのである。而して市場料は七、八、九の三ヶ月は東徹明市場は八錢、其の他は六錢を徴收するのである。

昭和八年度に於ては此の市場料は壹千七百參拾壹圓七拾貳錢あり、その他岐阜市及稻葉郡、羽島郡農會から其れぐ補助金合計七拾圓、更に農産物配給改善事業獎勵として帝國農會より四拾圓の助成金の交付を受けたのである。其の收支狀況を示せば次の通りである。

昭和八年度夜間市場收支決算

収入ノ部

一、市場料収入	一、七三二、七二	市場料収入	一、七三二、七二
二、雜收入	六九、四七	預金利子、町内ヨリ市場品評會賞品費トシテ寄附金其ノ他	二五、〇〇
三、補助金	一一〇、〇〇	市農會補助	二五、〇〇
四、前年度繰越金	三三九、八四	稻葉郡農會補助	二〇、〇〇
合計	二、二五一、〇三	羽島郡農會補助	四〇、〇〇
		帝國農會補助	四〇、〇〇
		昭和七年度ヨリ繰越金	

支出ノ部

一、市場電燈料	一、一九七、三九	市場電燈料	一、一九七、三九
二、事業費	七二〇、七一	1、市場福引付大賣出ノ際ノ景品代一切ノ費用	
		2、市場品評會ノ諸費用	
		3、市場役員會費	

三、事務費	二六七、三九	4、市場精勤出荷者表彰費	
四、後期繰越金	六五、五四	1、世話係年末心付及町内町總代惠與	
合計	二、二五一、〇三	2、印刷費	
		3、消耗品費	
		4、備品費其他	
		昭和九年度へ繰越金	

四、結論

以上は岐阜市に於ける夜間蔬菜市場の實況であるが、本市としては此の事業は非常なる發展性を有するものである。特に最近一般市民の氣受け良く町内の繁榮策として各町内より之が増設方を陳情せらるゝ所多く、且又町金を寄附せらるゝ所續出するに至つた事は、指導監督の任にあたる吾人のみならず、出荷者たる農民に取りても大に喜ぶ可き現象と云はねばならぬ。

尙特筆すべきは最近農業補習學校教職員並に生徒の生産物販賣に此の夜間市場を利用せらるゝもの多く且又促成或は抑成蔬菜品の優良品を不時出荷せらるゝに至り、農民と市民との握手に依りて生産と販賣の合理化がはかられ、名實共に本邦に於ける特殊なる夜間蔬菜市場となりつゝあることは共に祝福す可き現象と言はねばならぬのである。

附 録

農會聯合夜間市場規程

- 第一條 本會ハ農會聯合夜間市場ト稱シ、需要者ト生産者トノ直接取引ニヨリ、相互ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的スト
- 第二條 本市場ハ岐阜市農會、稻葉郡農會、羽島郡農會聯合主催トス。
- 第三條 本市場ノ事務所ハ、岐阜市農會内ニ置ク。
- 第四條 本市場ノ位置左ノ如シ。
- 岐阜市神田町二丁目濃飛農工銀行前、今小町商工會議所前、徹明町二丁目、徹明町四丁目、真砂町、西野町伊奈波通り昭和町、必要ト認メタル時ハ其他ニ増設スル事アルベシ。
- 第五條 本市場ハ毎日午後六時ヨリ、同十一時迄トス。
- 但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ。
- 第六條 本市場ノ出荷資格者ハ岐阜市、稻葉郡、羽島郡内ニ居住スル農會員ニシテ適當ト認メタルモノトス。
- 第七條 出荷者ハ主催者ノ發行スル出荷券ヲ所持スル者ニシテ、別ニ定ムル出荷者心得ヲ遵守シ、自家生産ノ農産物ニ限り、出荷スル事ヲ得ルモノトス。
- 第八條 出荷者ハ入場費トシテ一定ノ料金ヲ納付スルモノトス。
- 第九條 毎年春季ニ於テ本市場出荷者總代会ヲ開ク、但シ主催者ニ於テ適當ト認メタル時、臨時總代会ヲ開クコトアルベシ。
- 第十條 本市場出荷者ハ各町村農會ニ總代ヲ選出スルモノトス。

第十一條 出荷者總代ハ一町村農會出荷者五十名以内ハ一名、五十名以上ハ二名、百名以上ハ三名トス。

第十二條 各市場毎ニ世話係若干名ヲ置キ、市場ヲ整理セシムルモノトス。

世話係ノ選任ニ關シテハ毎年春季總代會ニ於テ選出スルモノトス。

世話係ノ任期ハ滿二ケ年トス。

第十三條 出荷者一人ノ使用面積ハ間口四尺トシ、其ノ順位ハ抽籤ニヨリ定ム。

第十四條 本市場ニ於テ販賣價格不當ト認メタルトキハ、更生セシムル事アルベシ

第十五條 出荷者ハ本市場監督並ニ世話係ノ命ニ服従スルモノトス。

第十六條 本市場ニ於テ、數量價格ヲ詐リ販賣シ、又ハ出荷者ノ體面ヲ汚シタルトキハ、販賣ノ中止又ハ禁止スルコトアルベシ。

第十七條 出荷者ニシテ、本規則ニ違背シタルトキハ出荷券ヲ沒收スル事アルベシ。

農會聯合夜間出荷者心得

(出荷の際は本書を持參すること)

- 一、出荷者は市場開始の定刻前に出場すべし。
- 二、出荷者は世話係に出荷の旨を告げ、抽籤により所定の場所に出陳すべし。
出荷者は各自その店頭に出荷券を表示すべし。
- 三、出荷者は誠實を旨とし、一般顧客に對しては丁寧懇切にして、粗暴の行あるべからず。
- 四、出荷者の服装は清潔にして質素なるべし。

五、出荷者は常に陳列臺を清潔にして、販賣品の陳列は不體裁ならざる様心掛くべし。

六、出荷者販賣品は新鮮にして優良なるものを選び、且つ量目數量は必ず正確を期すべし。

七、販賣品は必ず正札を付するものとす。

八、販賣品は一切掛賣、懸賞等をなす事を得ず。

九、出荷者は係員の物品検査、其の他質問に對し、應答を拒むことを得ず。

十、出荷者は荷車、自轉車及陳列臺は所定の場所以外に放置すべからず。

十一、出荷者は市場を清潔にし、退場の際は塵芥等を持ち歸るべし。

十二、出荷者は前各項の外凡て、係員の指揮に従ふものとす。

昭和九年十二月十日印刷
昭和九年十二月二十日發行

【非賣品】

著者 加藤 信幸

發行人 豐田 仁三郎

印刷人 下條 操

印刷所 大正社印刷所

電話一四四六番

發行所

岐阜市農會

市役所勸業課內



14.2.ハ

102

THE RESULT OF THE NIGHT VEGETABLE
MARKET IN GIFU CITY.

REPORTED BY GIFU AGRICULTURAL SOCIETY

GIFU, NIPPON.

1 9 3 4

終